

## 食品安全委員会（第971回会合）議事概要

日 時:令和7年2月4日(火) 14:00~14:38

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:山本委員長ほか6名出席

傍聴者:一般8名

### (1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

- ・農薬 5品目  
ピラジフルミド  
フルアジナム  
フルキサメタミド  
フルピリミン  
メピコートクロリド

→消費者庁から説明。

農薬「ピラジフルミド」、「フルアジナム」、「フルキサメタミド」及び「フルピリミン」については、評価書の改訂を行わず、既存の評価結果を変更しないことから、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「ピラジフルミドの許容一日摂取量(ADI)を0.021 mg/kg 体重/日、急性参照用量(ARfD)を1.6 mg/kg 体重と設定する。」

「フルアジナムの許容一日摂取量(ADI)を0.01 mg/kg 体重/日、一般の集団に対する急性参照用量(ARfD)を0.5 mg/kg 体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量(ARfD)を0.02 mg/kg 体重と設定する。」

「フルキサメタミドの許容一日摂取量(ADI)を0.0085 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量(ARfD)は設定する必要がないと判断した。」

「フルピリミンの許容一日摂取量(ADI)を0.011 mg/kg 体重/日、急性参照用量(ARfD)を0.08 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関(消費者庁)に通知することとなった。

農薬「メピコートクロリド」については、農薬第二専門調査会において審議することとなった。

- (2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
- ・農薬「グルホシネート」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬第二専門調査会におけるものと同じ結論、

「グルホシネートの許容一日摂取量（ADI）を0.0091 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.01 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等「CRC2836-13885 LVS\_ETD MB#2 株を利用して生産されたフィターゼ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「「CRC2836-13885 LVS\_ETD MB#2 株を利用して生産されたフィターゼ」については、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき食品健康影響評価を実施した結果、遺伝子組換え体由来の新たな有害物質が生成され、肉、乳、卵等の畜産物中に移行する可能性、遺伝子組換えに由来する成分が畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性及び当該成分が家畜の代謝系に作用し、新たな有害物質を産生する可能性はないと考えられることから、改めて「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」に準じて評価する必要はなく、当該飼料添加物を摂取した家畜に由来する畜産物については、人の健康を損なうおそれはないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

- (3) その他

- ・食品安全委員会の運営について（令和6年10月～令和6年12月）

→事務局から報告。